

印西都市計画地区計画（木刈四丁目地区）の決定に係る案の縦覧に関する
意見書への見解について

- 1 縦覧期間 令和7年1月15日から1月29日まで
- 2 縦覧場所 印西市都市建設部都市計画課
- 3 縦覧者数 2名
- 4 意見書提出者数 1名（利害関係人）
- 5 意見書の要旨及び市の見解

No.	意見書の要旨	市の見解
1	木刈四丁目自治会では、2022 年の初めに従来の宅地が 2 分割されて売りに出されたことを契機に、地区の環境悪化を懸念し、現在の良好な居住環境の維持を図るため、2022 年 8 月に「まちづくり専門部会」を設立し、地区計画の導入に向けた各種活動を行ってきたところです。 昨年 4 月に都市計画提案させていただいた内容は、毎月の理事会での意見交換やまちづくりニュースの発行（全 17 号）等並びにこの間に開催したまちづくり勉強会や意見交換会・説明会等 1 年 8 カ月にわたる活動を踏まえ、多くの土地所有者等の皆さんが合意できる内容として提案させていただいたもので、地区整備計画に掲げる 2 つの項目は印西市で既に策定されている地区計画（全 36 地区）においてもほぼ共通の内容となっています。 当地区では、現在、2 つ目の宅地 2 分割の事例が発生して建物を建築中で、本地区計画の都市計画決定・関連条例の施行が遅れることにより 3 つ目、4 つ目の宅地 2 分割事例が発生することのないよう、この内容での早急な都市計画決定及び関連条例の施行をお願いしたいと思います。（条例の施行にかかる 6 カ月の周知期間は害あって利なし）	木刈四丁目地区の良好な都市環境と魅力的な街並みの形成及び保全を図るため、本地区の住民等により、都市計画法第 21 条の 2 の規定による都市計画（地区計画）の決定の提案が提出され、本市では、本地区の住民が将来にわたり安心して住み続けられる安全で快適な居住環境の維持及び形成を図ることにより、住みやすい住宅地を形成するため、提案の内容を踏まえ、地区計画を導入するものとしています。 引き続き、都市計画決定に向けて所定の手続きを進めてまいります。